

# 災害警戒・避難情報

## 1 土砂災害

### がけ崩れ



豪雨や地震により地盤がゆるみ突然崩れ落ちる現象。

**がけ崩れの前兆**

- ・がけから小石がばらばら落ちてくる。
- ・がけから水が湧き出てくる。
- ・がけに割れ目ができる。

### 土石流



山や谷から崩れた土や石などが大雨などの水と一緒に一気に流れ出てくる現象。

**土石流の前兆**

- ・山全体がなるような音(山鳴り)がする。
- ・川が濁り流木が混じる。
- ・雨が降り続いているのに川の水が減っている。

### 地すべり



斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。

**地すべりの前兆**

- ・地面にひび割れができています。
- ・樹木が傾いたり、倒れたりする。

土砂災害警戒情報をご存知ですか？

佐賀県と佐賀地方気象台が共同で発表する防災情報です。

発表される基準は？

この情報は、迅速な避難により土砂災害による人的被害をなくすことを目的としており、大雨警報発令中に、佐賀県と佐賀地方気象台が市町単位で土砂災害の発生危険度を判定し、危険度が高まった場合に発表されます。

誰に発表されるの？

佐賀地方気象台から佐賀県危機管理センターを介し神埼市へ通知され、対象地区の区長さんへ伝達されるほか、神埼市や気象庁のホームページへの掲載やテレビ等の報道機関にも伝達され住民の皆さまに通知されます。

発表された時はどうすればいいの？

土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の近くにいる人は、避難勧告等の発令の有無に関らずに早めに避難する方法を考えましょう。

## 2 風水害

大雨の時、気になる川の水位

大雨の際には、雨量や自宅付近を流れる川の水位が気になるものです。各河川の水位については国土交通省「川の防災情報」のホームページで確認することができます。越水や破堤の危険が高まった際には神埼市のホームページへ掲載するとともに、対象河川の沿線地区の区長さんへ伝達します。

水位の呼称	住民・市の行動	(例)城原川・日出來橋
水防団待機水位	水防団(消防団)出動準備	2.00m
氾濫注意水位	住民: 氾濫に関する情報に注意 市: 避難準備情報の発令を判断 水防団(消防団)出動	2.50m
避難判断水位	住民: 避難を判断(自主避難の開始) 市: 避難勧告の発令を判断	3.50m
氾濫危険水位	住民: 避難を開始 市: 避難指示の発令を判断	4.32m

台風の接近や大雨が予測される時は

○屋外では

- ・物干し竿や物干し台は寝かせ、自転車などは飛ばされないように柱などに結びつけておく。
- ・庭木に支柱を立てたり、植木鉢やゴミ箱などは屋内に入れておく。
- ・側溝や雨どい・雨マスに溜まった落ち葉などを取り除き排水をよくする。
- ・窓や雨戸をしっかり閉め、外側から板などで補強しておく。
- ・瓦やトタンが飛ばされないように補強しておく。
- ・浸水の危険がある場合は日頃から土のうなどを準備しておく。

○屋内では

- ・テレビやラジオなどの気象情報に十分注意する。
- ・浸水に備えて、家財道具や食料、衣類、寝具などの生活用品は高い場所へ移動させ、貴重品などの非常持ち出し品を準備する。
- ・懐中電灯や予備の電池を準備する。
- ・飲料水を確保する。浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。
- ・外からの飛散物に備えてカーテンやブラインドを下ろしておく。



### 3 避難

災害発生が予測される際は、テレビ・ラジオの災害情報に併せ、関係機関や市の災害対策本部からの情報に注意し、不安を感じたら早めに避難を開始してください。

また、避難される際は1人で行動せずに近所の人達と声を掛け合いながら避難しましょう。

避難を開始するときは、火の元の点検と戸締りを忘れないようにしてください。市では昨年の豪雨災害を受け、神埼高校と神埼清明高校と協定を締結し、新たに避難所として指定しました。

#### 〈避難所一覧〉

神 埼 町	千 代 田 町	脊 振 町
◆神埼市中央公民館	◆千代田町保健センター	◆神埼市脊振公民館
神埼小学校	千代田西部小学校	脊振小学校
神埼中学校	千代田中部小学校	脊振中学校
神埼中央公園体育館	千代田中学校	脊振勤労者体育館
神埼町保健センター	次郎体育館	倉谷避難所
西郷小学校	千代田文化会館	脊振2000年館
B & G 海洋センター	千代田東部小学校	脊振山麓習遊館
仁比山小学校		鳥羽院山荘
神埼高校		
神埼清明高校		

◆は、早期開設避難所

#### (1) 避難情報

市では、気象官署・砂防関係機関等からの情報と巡視等による土砂災害の前兆現象などを基に「神埼市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により避難情報を発令します。

災害発生の危険性が高まった際に、市の災害対策本部や区長、テレビ・ラジオ・広報車などから避難情報が伝えられた場合には、次のような行動がとれるよう確認しておきましょう。

避難情報の種類	内 容	市民の皆さまがとるべき行動
避難準備情報	高齢者や体が不自由な方など、避難に時間を要する人たちがいち早く避難できるよう、避難勧告に先立って発令するものです。	ひとり暮らしの高齢者や体の不自由な人などは避難を開始してください。それ以外の人は、家族の連絡、非常持ち出し品の準備など、すぐに避難できる準備を開始してください。
避難勧告	災害の発生する可能性が高まったときに発令するものです。	避難場所へ避難を開始してください。
避難指示	避難勧告より強いもので、災害発生の危険性が非常に高いときに発令するものです。	避難をしていない人は、ただちに避難してください。

#### (2) 非常時の持ち出し品

自分で持てる重さにまとめ、リュックサックなどの持ち出し袋に入れておき、取り出しやすい場所に保管し、保存期限や季節によって交換、補充しながら3日間は自力でのげられるように準備しておきましょう。



#### 持ち出し品

- ・ 飲料水（煮炊き、飲み水）は、1人1日3リットルを目安に準備する。
- ・ 食料品（主食・レトルトのご飯、アルファ米（おかず・缶詰、レトルト、フリーズドライなど）を準備する。
- ・ 医薬品（常備薬、持病の薬）、治療上特定されているような食品、乳幼児の粉ミルク・離乳食など。
- ・ 貴重品（現金、通帳、印鑑、健康保険証など）も非常時に持ち出せるようにしておく。
- ・ 懐中電灯や大型ライトなどの照明器具をすぐに手の届く場所に常備する（予備の乾電池も）。
- ・ マッチやライター、固形燃料など。
- ・ 携帯ラジオ（予備の電池も）
- ・ 毛布、手袋（軍手）、衣類（雨具、下着、防寒着、タオルなど）

#### 避難の心得

- ・ ひもで締める運動靴を履く（長靴は中に水が入り、動きにくいのでやめる）。
- ・ 互いの身体をロープで結ぶなどして、はぐれないようにする。
- ・ 子どもから絶対に目を離さない。
- ・ 浸水時に歩ける深さは、男性で70cm、女性で50cmが限界。流速がある場合、足のくるぶし以上の水量があると流される恐れがあり危険なので無理はせず高所で救助を待つ。
- ・ 非常持ち出し品などは、できるだけ背負う。
- ・ 水面下の、ふたの脱落したマンホール、側溝、段差などに注意し、長い棒を杖代わりにして安全を確認しながら歩く。
- ・ 高齢者や身体の不自由な人は背負う。
- ・ 幼児は浮き袋、乳児はベビーバスなどを利用して、安全を確保する。



## 4 災害時要援護者

災害時要援護者（一人暮らし・寝たきりの高齢者、身体・知的障害者など）は、災害が発生した場合、迅速な避難が難しい場合があります。お互いに協力し合い、地域が一丸となって積極的な支援を心掛けます。



市でも「災害時要援護者避難支援計画」を定め、市民の安全確保に努めます。

### （1）高齢者・傷病者

・援助が必要なときは、複数の人で対応する。

・急を要するときは、ひもなどを使って背負い、安全な場所へ避難する。

### （2）肢体の不自由な人

・車椅子の方は階段では必ず複数の人で援助し、上がるときは前向きに、下がるときは後ろ向きにして恐怖感を与えないように注意する。

・背負う場合はひもなどを使い、要援護者の両手は自由が利くようにする。

### （3）耳が不自由な人

・話をするときは真つすぐ顔を見て、口をなるべく大きく動かして話す。

・筆談（筆記法）は、手の平に指先で文字を書くやり方でもよい。

### （4）目の不自由な人

・誘導する時には、つえを持った方の手は取らない。

・手先や手首を持たずに肘の辺りに軽く触れて、ゆっくり歩く。

### （5）知的障害のある人

・日頃から、災害時の行動や危険な場所を繰り返し伝えておく。

・慌てないように優しい声で指示を出し、手をとって避難誘導する。

### （6）内部障害のある人

・緊急に治療が必要な場合は、最寄りの医療機関か防災関係者に相談する。

・かかりつけの医療機関や救護所などの情報収集の手助けをする。

## 5 神崎市ハザードマップ

近年、台風の発生数が増加し集中豪雨が多発するなど、異常気象が憂慮されています。

市では大雨の際に、浸水が想定される区域を示した『神崎市ハザードマップ』を作成しています。ハザードマップには、浸水想定区域図のほかに、円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難所の一覧や土砂災害危険箇所および医療機関一覧などの情報も掲載しています。

### ハザードマップ

は、神崎市役所および千代田総合支所、脊振総合支所で配布しています。

また、神崎市のホームページにも掲載しています。



## 6 神崎市防災メール

現在、神崎市では災害発生時の危険がある場合などに、区長さんを通じて市民の皆さまへ情報を伝達していますが、それと併せて、いち早く災害の情報をお伝えするために防災メールの配信も行っています。

災害時に、避難情報、土砂災害情報等をメールで配信することで、より多くの方に情報を伝達したいと考えています。メールの配信は、ご自分の携帯電話から会員登録をするだけで、どなたでもご利用いただけます。



防災行政無線については平成23年度中の運用開始を予定しており、現在、適切かつ正確な情報伝達体制の構築に努めています。

### ～防災メールの登録の方法～

1. [521111@e-mnet.jp](mailto:521111@e-mnet.jp) へ空メールを送信します。



2. 「仮登録ありがとうございます」というメールが返信されてきますので、内容を確認してください。  
メール文の中でURLアドレスが表示されますのでクリックしてください。



3. 入力画面が表示されますので、案内に従って名前と住所を入力します。  
入力後「送信」をクリックすると確認画面が表示されますので、内容を確認して「登録」をクリックしてください。  
※住所は地区名までで結構です。  
※電話番号・郵便番号等は、入力されなくて構いません。



しばらくすると、「登録を完了しました」というメールが送信されてきますので内容を確認してください。  
登録者の名前が入ったメール文が表示されれば終了です。

## 7 災害伝言ダイヤル

・伝言(再生)の時間は1件あたり30秒です。  
 ・伝言の保存は2日間、ひとつの電話番号について10件まで録音できます。

### 伝言ダイヤルの利用方法

- 1 ⇒ **録音する人は自宅の電話番号** ⇒ 伝言を吹き込む  
 ※どちらも**市外局番**からダイヤルしてください  
 2 ⇒ **伝言を聞く人は被災地の人の電話番号** ⇒ 伝言を聞く



◎問い合わせ先  
 神崎市役所 総務課  
 ☎ 3710100

### 市や町ごとに警報・注意報を発表します

気象庁では、5月27日(予定)から気象に関するすべての警報・注意報を市や町ごとに発表します。

現在、佐賀地方気象台では警報・注意報を、六つの地域(神崎市は「鳥栖地区」)に分けて発表していますが、発表区域を市や町ごとにすることで、どこを対象に警報・注意報が発表されているのか分かりやすくなり、より適切なタイミングで発表・解除できる利点があります。

お住まいの市や町に、大雨警報・注意報が発表された時の行動の目安は次のとおりです。

#### 【大雨注意報】

・非常用持ち出し品の点検、避難場所や経路の再確認などを行う

・危険な場所に近づかない(がけ、川、側溝など)

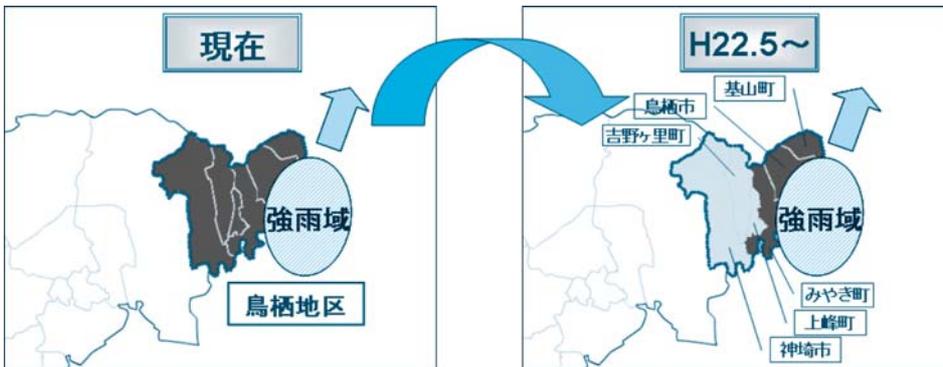
#### 【大雨警報】

・危険を感じたら身の安全を図る(早めの避難。避難が困難な場合は2階など、より安全な場所への移動)

・市町村長が発令する避難勧告などに注意する。

詳細は、佐賀地方気象台ホームページ (<http://www.jma-net.go.jp/saga/>) を参照してください。

土砂災害や洪水などの災害から身を守るために、市や町ごとに発表する警報・注意報をはじめ、最新の気象情報のご利用をお願いします。



■ 大雨警報 ■ 大雨注意報



▲気象庁マスコットキャラクター「はれるん」

◎問い合わせ先 佐賀地方気象台 防災業務課 ☎ 32-7026

有料広告

お電話くださればお伺いします。

行政書士 <sup>ゆずりは</sup> 榎 繁美

日本行政書士会登録番号 05410974

神崎市神崎町志波屋3627

電話53-1747 携帯090-8836-5630

※行政書士には守秘義務があります。  
 お気軽に連絡ください。

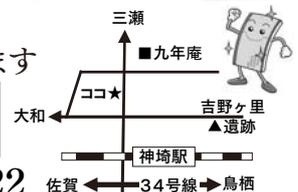
### 国産無着色表推奨店

なり ども 成 富 た た み 店

一級技能士が  
 確かな技術を提供致します

豊表の品質の見分け方  
 お教えします!

神崎町鶴 ☎ 52-2622



有料広告